

宇陀市電気自動車充電設備等導入事業

-審査基準-

1. 審査に係る基本的な考え方

審査は、参加申請書により参加資格条件の審査を行い、参加資格条件を満たす事業者を対象として、企画提案書の内容について宇陀市電気自動車充電設備等導入事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）へのプレゼンテーション及びヒアリングにより行う。評価は、評価結果を数値化する採点方式を採用し、各評価点を合算した総合評価点が最も高い事業者を最優秀提案者とする。

(1) 最優秀提案者の選定方法

各評価点を合算した総合評価点が最も高い事業者を最優秀提案者とする。

(2) 総合評価点の最も高い者が2以上あるとき（同点のとき）の対応

総合評価点最も高い者が2以上あるときは、審査委員会委員の多数決により最優秀提案者を決定する。

2. 評価の方法

評価は、以下の手順で行う。

(1) 審査項目の評価点及び配点

審査項目は、別表の「宇陀市電気自動車充電設備等設置事業事業者選定評価基準」のとおりとする。

(2) 評価基準

企画提案書の各審査項目は、次の評価基準に応じて付与点を採点する。

評価基準	付与点	(例) 配分5点の場合
特に優れた提案である	配分点×1.0	10×1.0= 5点
優れた提案である	配分点×0.8	10×0.8= 4点
想定した程度の提案である	配分点×0.6	10×0.5= 3点
想定をやや下回る提案である	配分点×0.4	10×0.2= 2点
想定を下回る提案である	配分点×0.2	10×0.2= 1点

(3) 総合評価点

(2) 評価基準（配分100点）について委員ごとに採点し、各委員の合計点数を「総合評価点」とする。

別表

宇陀市電気自動車充電設備等設置事業事業者選定評価基準

項目		審査内容	付与点
事業スケジュール・ 充電設備の整備など	実現可能性	・導入スケジュールに関して実現可能性のあるものとなっているか。 ※補助金を活用する場合、それを見込んだスケジュールとなっているか。	5点
	設計	・充電設備の変圧器容量、契約容量を考慮した設計を行う予定であるか。 ・建物や既存の系統・配管等に損傷を与えない施工方法であると見込まれるか。	5点
	安全性	・来庁者の安全を確保する設計であるか。 ・EV充電設備と車が接触しづらい設計であると見込まれるか。	5点
維持管理 及び 緊急時の対応	維持管理	・維持管理の方法は具体的で、かつ、市に負担を与えないものとなっているか。 ・充電設備の利用状況や電力使用量など、施設側で確認及び管理できる仕様になっているか。 ・設備に故障や異常が生じた場合、ほかの電気系統に波及しない設計であると見込まれるか。	10点
	緊急時の対応①	・トラブルが発生した場合の体制が整えられているか。	5点
	緊急時の対応②	・災害や事故発生時の対応について、市に過度の負担を与えないものとなっているか。	5点
利用料金及び利用方 法、電気料金の還元	利用方法	・利用者にとってわかりやすい利用方法（操作性・選択肢等）となっているか。 ・利用者にとって利便性の高い決済システムとなっているか。	15点
	利用料金	・利用者にとって利用料金が明快で適切な価格となっているか。 ・電気料金の還元の金額及び方法は明快であるか。	15点
地域経済への還元、レ ジリエンス対応、市民 に対する啓発	レジリエンス	・EV充電設備について、災害時のレジリエンスに資する優れた提案はあるか。	5点
	情報発信	・当該事業者の目的である「市内、事業者におけるEVの普及促進」に資する優れた提案か。	5点
	地域貢献	・市内事業者の活用はあるか。	10点
	追加提案	・宇陀市の地域特性や取組の方向性を十分に理解した提案であるか。 ・仕様以外の部分含めて、事業者独自の提案ができており、工夫が感じられるか。	15点
合 計			100点